

田野町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、田野町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、田野町移住体験住宅の設置及び管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 条例第6条に規定する使用料については、条例第4条第1項に基づく使用許可決定通知を受けた日から利用開始までに、納入通知書により前納しなければならない。

(使用申請及び使用決定通知)

第3条 住宅を使用しようとする者は、田野町移住体験住宅使用許可申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第4条第1項に基づき使用を許可する場合は、田野町移住体験住宅使用許可決定通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

(使用期間の延長)

第4条 前条第2項により決定通知書を受けたのち、当初の使用期間を延長し、使用しようとする時は、前条第1項に規定する申請書により延長の申請を行うものとする。

(修繕の費用の負担)

第5条 施設及び備品の修繕に要する費用は、町の負担とする。

2 前項の規定による修繕が使用者の責めに帰すべき事由によって生じたときは、同項の規定にかかわらず、使用者は町長の指示に従い当該修繕をし、又はその費用を負担しなければならない。

(使用者の遵守事項)

第6条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 留守や就寝時に施錠するなど施設を善良に管理すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 施設、設備、備付けの備品及び什器類を適切に取り扱うこと。特に火災予防及び盗難の予防に万全を期すこと。
- (3) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (4) 施設の使用期間が満了したときは、施設を原状に復し、直ちに職員に当該施設の鍵を返却すること。
- (5) その他、職員の指示に従うこと。

(行為の制限)

第7条 使用者は、施設において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (2) 犬や猫などのペットを飼育すること。
- (3) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (4) 開業、興行、展示会、その他これに類する催しを行うこと。
- (5) 文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (7) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 施設の全部又は一部を転貸し、又はその使用の権利を譲渡すること。
- (9) 施設の模様替え、又は増改築をすること。ただし、原状の回復又は撤去が容易である場合において、町長の承認を得たときは、この限りではない。
- (10) その他施設の使用にふさわしくない行為

(決定の取消)

第8条 町長は、使用者に前条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第3条第2項の使用許可を取り消すことができる。

(暴力団等の排除)

第9条 町長は、当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、田野町暴力団排除条例（平成23年田野町条例第1号）第8条の規定により施設の使用許可の決定を行わないものとする。

2 町長は、施設の使用許可決定後に当該使用が暴力団の活動に利用されると認めたときは、暴力団排除条例第8条の規定により施設の使用許可の決定を取り消すことができる。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第10条 使用者が、施設の使用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(住宅の明渡し)

第11条 使用者は、使用期間満了日及び第8条の規定に基づき貸付許可を取り消された場合にあっては、田野町移住体験住宅明け渡し届出書（別記様式第3号）を提出し、直ちに住宅を明け渡さなければならない。この場合において、使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、住宅を原状回復しなければならない。

(立入り)

第12条 町長は、住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、その他住宅の管理上特に必要があるときは、あらかじめ使用者の承諾を得ることなく、住宅内に立ち入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由があるときを除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(事故免責)

第13条 施設又は施設周辺で発生した事故に対して、町長はその責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。